

# 岩見沢市小児慢性特定疾病児 日常生活用具給付事業のご案内

岩見沢市では、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっており、日常生活を営むうえでの支障がある児童に対して、日常生活用具の給付を行っています。

## 対象児童

次の要件を全て満たす児童が対象です。

- ① 岩見沢市内に住所を有する方であること。
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方であること。
- ③ 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策の対象とならない方であること。
- ④ 障害者総合支援法による施策の対象とならない方であること。

## 用具の種類・自己負担額

### 【用具の種類】

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具  
特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器  
クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）  
パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系・尿路系）・人工鼻

※診療報酬の対象となる用具は、診療報酬を超える範囲が給付対象となります。

※付属品は、その付属品がなければ用具が機能しない場合に給付対象となります。

### 【自己負担額】

収入の状況に応じて用具の購入に要する費用の一部を自己負担していただきます。

＜各用具の基準額と自己負担額は、裏面の問合先にお問い合わせください＞

## 申請に必要なもの

- ① 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書
  - ② 小児慢性特定疾病医療受給者証（写）
  - ③ 業者が発行した、給付を受けようとする用具の見積書
  - ④ 同一世帯で収入のある方の源泉徴収票（自営業の方は確定申告書）の写し  
世帯全員の市町村民税額が確認できる書類（岩見沢市の公簿で確認できる場合は省略可）
  - ⑤ 印鑑（シャチハタは不可）
- ※ ①は指定の様式があります。また**用具の購入前に申請が必要**です。

**裏面も必ずお読みください。**

## 申請手続きの流れ

①用具の見積書等	用具の購入を予定している業者から必要となる用具の見積書をお願いしてください。カタログの写しがあればあわせてお願いください。
②申請書等の提出	次の書類を市役所に提出してください。 ○申請書 ○小児慢性特定疾病医療受給者証（写） ○用具の見積書 ○所得税額が確認できる書類 ○市町村民税額が確認できる書類（※） （※）岩見沢市が保有する公簿等で市町村民税額が確認できる場合は省略できます。
③助成の決定	市で提出された申請書等を審査し、給付を決定した場合は、申請者に決定通知書・給付券等を送付します。 ※必要に応じて、介護の状況や住宅環境等の現地調査を行います。
④用具の購入	決定通知書・給付券等を受けとったら、業者から用具を購入してください。自己負担額がある場合は、業者にお支払いください。給付券に用具の受領日等を記入し、業者にお渡しください。
⑤助成金の請求	業者が市に助成額の請求を行います。

## 耐用年数について

同一の用具に対する給付申請は、用具ごとに定められている耐用年数を経過するまではすることができません。  
ただし、修理不能等により、その用具の使用が困難となった場合は、この限りではありません。

詳しい手続き方法などについては、こちらにお問い合わせください。

**岩見沢市 健康福祉部 福祉課**

**障がい者福祉グループ（窓口3番）**

電話：0126-23-4111（内線363） FAX：0126-23-0294

E-mail：fukushi@i-hamanasu.jp

〒068-8686岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号